

市民文教委員会会議録

平成24年12月18日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:24

【 案 件 】

1. 議案第 97号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第 98号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
3. 議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例
4. 議案第106号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例
5. 議案第107号 飯塚市立小中一貫校潁田校特別教室の目的外使用に関する条例
6. 議案第108号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例
7. 議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
8. 議案第110号 旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例
9. 議案第117号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 財政見直しについて (財政課・行財政改革推進室)
2. 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例施行規則及び
飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱の制定について (市民活動推進課)
3. 消費生活センターの広域運営について (市民活動推進課)
4. 幼稚園における個人所有の歯列矯正器具の焼失事故について (学校教育課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第97号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境整備課長

「議案第97号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。

平成24年度飯塚市一般会計特別会計補正予算書の223ページをお願いいたします。第1条で、すでに定めております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1587万8千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、歳入歳出補正予算事業別明細書で説明させていただきます。226ページをお願いいたします。2.歳入の1款 1項 1目 汚水処理施設使用料の現年度分につきましては、年度前半の実績に基づきまして、また、過年度分につきましては、平成23年度出納閉鎖に伴い平成23年度以前分の使用料滞納金額が確定いたしておりますので、それぞれ増額補正するものでございます。3款 1項 1目 繰越金につきましては、平成23年度決算確定に伴い決算余剰金を計上いたしております。

227ページをお願いいたします。3.歳出の1款 1項 2目 施設管理費の役務費及び委託料につきましては、手数料、委託料の金額が確定したことにより、減額補正を行うものであります。

また、汚水処理施設整備基金積立金につきましては、前年度繰越金の確定などに伴い余剰財源の積み立てを行うものでございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第97号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第98号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第98号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

補正予算書の229ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3282万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億860万9千円とするものです。

第2条では既定の繰越明許費の変更を「第2表繰越明許費補正」により行います。

第3条では地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第3表債務負担行為」によるものです。

第4条では既定の地方債の変更を「第4表地方債補正」のとおり行うものです。

第1条について「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりその主だったものをご説明いたします。歳出からご説明いたします。全科目について見直しを行い前期の実績と今後の所要額算出による決算見込額により主に執行残等の減額補正を行っています。236ページをお願いいたします。1款 1項 1目 一般管理費 職員給与と費については、一般職員2人、再任用職員3人の減により2665万9千円減額するものです。2目 給食事業費のうち4節 共済費178万6千円及び7節 賃金528万4千円の増については一般職員及び再任用職員の減員に対応するため臨時職員を増員したことによるものです。次に237ページの一番下ですが、3目 学校給食賄材料費につきましては、歳入の学校給食費の収入見込額の増額及び前年度繰入金を計上したこととの関連で小学校1529万3千円、238ページの中学校971万1千円、幼稚園16万8千円の増額となっています。1款 2項 施設整備費 1目 施設整備費は総額で1億3490万円の減額となっています。これは契約額確定による不用額を減額補正するものです。そのうち、239ページの説明の下から2番目の潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費用地購入費391万2千円は、新規で同事業に要する用地購入費のうち施設規模による按分金額を計上しています。

次に歳入についてご説明いたします。234ページをお願いいたします。上から4番目の表になりますけれども、5款 1項 1目 繰越金2489万3千円は前年度繰越金を補正増額するものです。235ページをお願いいたします。6款 諸収入 1項 雑入 消費税還付金は学校給食特別会計の平成23年決算額により消費税及び地方消費税の申告を行い1552万5千円の消費税の還付により増額となっています。7款 市債 1項 市債 1目 学校給食事業債につきましては、歳出の施設整備事業費の契約額確定による減額により、関連して1億9580万円を減額するものです。8款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 学校給食施設整備事業補助金は当初予算では計上していませんでしたが、学校施設環境改善交付金の補助

対象として適用されたことにより7132万8千円を新規計上しています。

次に、第2条 繰越明許費についてご説明いたします。231ページをお願いいたします。「第2表繰越明許費補正」をご覧ください。先ほど歳出のところでご説明いたしました潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費用地購入費391万2千円について用地交渉が長期化することも予想されるため、年度を超える事態に至った場合の円滑な予算執行を確保するため繰越明許費の増額補正を行うものです。

第3条 債務負担行為についてご説明いたします。231ページ、「第3表債務負担行為」をご覧ください。平成25年度から自校方式により給食を開始する表に記載の5校の調理業務を民間委託により長期契約とし実施するため、債務負担行為補正予算を計上するものです。期間に関して「平成24年度から平成27年度まで」とするものが3校、「平成26年度までとする」ものが2校としています。これは3年間の契約を基本としていますが、将来の市内全体の民間委託実施の場合の契約形態を見据え、中学校区を一括りとし、中学校区内の学校については、次回契約時には一業者で、一契約で実施したいという考えによるものです。この方針による委託契約を可能とするため、中学校区内で先行して3年契約を行っている学校がある場合は、次回の契約において同一の委託契約として発注できるように、後発の契約を先行している契約の終了時点と合わせようとするものです。飯塚第一中学校の限度額の欄をご覧ください。平成25年度が1775万円、平成26年度及び27年度は2198万7千円としています。これは平成26年度からの飯塚第三中学校及び菰田中学校の飯塚第一中学校への統合による生徒数増を見込んでいます。

第4条 地方債の変更につきましては、第1条で説明しました施設整備事業費の契約額確定による減額によるものです。

以上、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第98号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

行財政改革推進主幹

「議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」について補足説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。本議案は平成25年度の組織・機構の再編に伴いまして、教育委員会生涯学習部所管の「学校における体育に関することを除きます、スポーツに関する事務」を市長が管理し及び執行しようとするものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、平成20年4月1日から、教育事務のうち学校における体育に関することを除きますスポーツ及び文化財の保護に関することを除きます文化に関する事務を市長が管理、執行することが可能となりました。

本市では健康づくりを政策の中核に位置付け、「市民誰もが、生涯にわたり、健やかで幸せ

に暮らせるまち」すなわち健幸都市の実現を目指しており、今後、市民に向けた様々な展開が見込まれるところでございます。健康づくりとスポーツの連携は、スポーツ施策の一層の充実、また、地域活動の促進や高齢者の生きがいづくり、それから健康増進等、市長部局における広範な施策との連携を強化し、全市的な観点から施策を展開することでさらに前進するものと考えております。

なお、スポーツに関する事務は、平成25年度から市長部局に新たに設置を予定しております「こども・健康部」の「スポーツ健康課」において行うものとし、施行期日は、平成25年4月1日としております。

また、条例制定に伴いまして、附則におきまして関連する条例であります、体育施設条例の一部を併せて改正するものでございます。5ページから6ページにその改正文を、7ページに新旧対照表を掲載しております。内容の説明は省略いたします。

以上、簡単でございますが、「議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」につきまして、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

松本委員

ちょっとお尋ねをいたします。これは今まで教育委員会が担当してあった部分を、健康という部分と一緒にするという発想ですよね。それは理解をするんですが、学校における体育に関すること、これは教育委員会。そうしますと、今まではその子どもたちですね、いろいろなスポーツが教育委員会のほうでされておったと思うんですが、これが今度は変わるということで、クラブ活動とかが学校にはあると思うんですが、大会だとかそれに付随したものの、それは教育委員会という判断なんですかね、どうなんでしょう。

学校教育課長

クラブ活動、部活動につきましては学校教育の中に入っておりますので、今後も教育委員会でいろいろしていきたいと考えております。

松本委員

健康に関することですね、スポーツと合体するというのは理解できるんですが、その学校の子どもたちに関してですね、今までと特段何かこういうことは不便になるんですがねというようなことはないんですかね。

行財政改革推進室主幹

この趣旨からしても学校に関することについては今までどおり行ってまいりますので、それについては不都合なところはないと、今のところ考えています。

委員長

他に質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第106号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

議案第106号についてご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。本案は、提案理由のとおり、平成25年4月の小中一貫校穎田校の開校に伴い、現在の穎田小学校の位置が変わりますことから、小学校設置条例中の位置に関する規定を改めようとするものでございます。

具体的な内容は新旧対照表でご説明いたします。14ページをご覧ください。条例別表中、穎田小学校の位置を、「飯塚市勢田860番地」から「飯塚市鹿毛馬1667番地2」と改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第106号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第107号 飯塚市立小中一貫校穎田校特別教室の目的外使用に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

議案第107号についてご説明いたします。

議案書の15ページをご覧下さい。本案は、平成25年4月に開校を予定しております、小中一貫校穎田校の特別教室を学校教育以外の目的に使用させることについて必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容に入ります前に、本条例制定の趣旨につきましてご説明させていただきます。穎田校につきましては、ご承知のとおり学校施設以外に公民館、図書館及び児童館との複合施設として建設が進められておりますが、中でも学校施設と他の施設との共有化を前提に建設計画が進められました。共有化の検討に当たって、先進事例の研究をはじめ、関係課と検討の結果、学校施設である特別教室の一部を公民館施設として共有化することが適当であるという結論に達しました。そこで、公民館としての使用を学校施設の目的外利用として位置付け運用していくとするものでございます。

それでは、第1条をご覧ください。従来からの目的外使用に関する条例とは別に、穎田校の特別教室の一部を目的外使用させることについて必要な事項を定めるものとしております。これは、従来からの目的外使用条例では、団体登録の手続きを必要とする等、公民館施設として個人でも自由に使用できるものではないことから、穎田校の特別教室の一部に限り適用する条例を新たに設け、学校施設としての制限をかけながらも公民館に準じて利用ができるようにするものでございます。

第2条で、目的外使用させる特別教室は、音楽室2、図工室、作法室、調理室2及びコンピューター教室2の5つであることを規定しております。具体的には、公民館棟の2階に建設される特別教室を指しております。

第3条に、使用に際しては教育委員会の許可が必要であること、16ページに続きますが、第4条には、学校施設として、また公民館として許可を制限しなければならない場合を規定し

ております。

次に第5条で、許可を受けた目的外に使用、権利の譲渡、転貸を禁止しております。第6条には使用許可の取消し、若しくは使用停止に該当する事例の列挙、第7条には使用料、第8条には使用料の減免について、17ページになりますが、第9条には使用料の還付について、第10条には使用后等の現状回復義務規定、第11条には損害賠償義務をそれぞれ規定しておりますが、公民館に準じた規定としております。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第107号 飯塚市立小中一貫校穎田校特別教室の目的外使用に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第108号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長

「議案第108号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の18ページをお願いします。提案理由は、穎田公民館の一部を穎田子育て支援センターとして利用し、及び小中一貫校穎田校に穎田公民館を併設することから、本案を提出するものであります。

20ページの新旧対照表で改正内容をご説明いたします。改正条例の第1条関係では、平成25年3月1日より、穎田公民館別館・旧サンシャインかいたの第4研修室を、穎田子育て支援センターに移行することから、別表の飯塚市穎田公民館使用料の表中、第4研修室を削除するものです。

次に、21ページをお願いします。改正条例の第2条関係では、平成25年度から穎田公民館を飯塚市立小中一貫校穎田校に併設して開館することから、その位置を「飯塚市勢田1129番地1」から「飯塚市鹿毛馬1667番地2」に変更するものです。

また、現在の穎田公民館使用料の表中、「中研修室、第1・第2・第3研修室、和室1号・2号・3号、視聴覚室、調理実習室」を「第1・第2・第3研修室」に改めるとともに、別館の旧サンシャインかいた内の第5研修室を、第4研修室に繰り上げる改正をするものです。なお、平成25年度から新しく設置する「第1・第2・第3研修室」の施設使用料につきましては、イヅカコミュニティセンター内、中央公民館の学習室の平米当たりの使用料単価を適用して設定しております。

22ページをお願いします。施行期日は、改正条例第1条につきましては、平成25年3月1日から、第2条は平成25年4月1日から施行することとしております。併せて第2条の改正で、使用に関わっては、その適用は施行日以降とし、同日以前の使用については、従前の例によるものとする。また、施設の使用に関して必要な手続等は、施行日前においても行うことができることとしております。

以上で、簡単であります。補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第108号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。提案理由でございますが、穎田小中一貫校への穎田館併設化に伴い、位置を変更するものでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。新旧対照表にてご説明いたします。条例第2条第2項の表中「飯塚市勢田1129番地1」を「飯塚市鹿毛馬1667番地2」に改めるものでございます。附則において、この条例の施行日は平成25年4月1日からといたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第110号 旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

文化財保護課長

「議案第110号 旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の25ページをお願いします。提案理由は、旧伊藤伝右衛門邸の開館日を増加し、飯塚市歴史資料館と開館日を合わせ、連携して観光客の回遊促進を図るため本案を提出するものです。

旧伊藤伝右衛門邸の休館日は、現在、火曜日と水曜日の2日間ですが、それを水曜日の1日とし、飯塚市歴史資料館については、現在の休館日である火曜日を旧伊藤伝右衛門邸からの来館者の回遊促進を図るために水曜日に改め、両館の休館日を統一するものです。なお、平成25年4月1日から施行する予定です。

改正内容について、26ページの資料の新旧対照表により説明いたします。右側が現在の条

例で、左側が今回の改正案です。

まず、旧伊藤伝右衛門邸条例の一部を次のように改正します。第3条第2号中「火曜日及び」を削り、「該当日」を「水曜日」に改めます。

次に、飯塚市歴史資料館条例の一部を次のように改正します。第5条の第2号については、条文を「水曜日（前号に掲げる期間を除く。法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、休館しない。）」を全面的に改め、旧伊藤伝右衛門条例第3条第2号と同じ条文とし、両者の整合性を図りました。なお、付則として、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」を追加します。

以上で、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第110号 旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第117号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境施設課長

「議案第117号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の47ページをお願いします。今回の条例改正は、地方分権一括法の施行による廃棄物処理法第21条第3項の改正に伴い、「技術管理者の資格」を条例で定めるものであります。

一括法では、国は、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者にあつては、環境省令に定めていた資格基準、廃棄物処理法施行規則第17条の規定を参酌して、条例に定めるようにしております。参酌とは十分に参照しなければならないというという意味であり、飯塚市では環境省令の一部の記述を除いた、省令どおりの技術管理者の資格基準を条例第12条の2として加え、条例案として上程しております。

環境省令どおりとした理由につきましては、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準が、第1に市民生活に直接影響を与えるものでないこと、第2に現在のところ資格基準に市独自の要件を加える特段の事情がないこと、第3に産業廃棄物処理施設の技術管理者にあつては従来どおり環境省令に定められた資格基準で選任されるということであり、

削除につきましては、環境省令で定めた技術管理者の資格基準の中に、旧大学令及び旧専門学校令の記述がありますが、これらの勅令は学校教育法が成立した昭和22年に廃止されており、これらにあてはまる学生は現在では80歳を超える高齢となるため、資格基準に加える必要性に欠けると判断したため、条例案から削除しております。

また、一括法による条例制定・改正は、地域の実情にあったサービスを考える上で、市民の意見を聞く重要性が議論され、省令を参酌して条例を定めるということから、市のホームページや本庁の案内等で平成24年10月10日から31日までの期間で、この条例案を開示して市民に意見募集を行いました。市民からのご意見はあっておりません。

技術管理者の資格基準は、条例第12条の2第1項、第1号及び2号で技術士、第3号で環

境衛生指導員、学校教育法に基づく大学は第4号及び5号、短期大学又は高等専門学校は第6号及び7号、高等学校又は中等教育学校は第8号及び9号で、修了した科目と廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数ごとにそれぞれ規定しております。また、第10号で実務に従事した経験年数10年以上、第11号で各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者を規定しております。その要件としましては、財団法人日本環境衛生センター主催の技術管理者講習を修了した者と考えております。なお、この条例の施行は平成25年4月1日であります。

49ページ、資料の新旧対照表については説明を省略させていただきます。

以上簡単ですが、議案第117号の説明補足を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第117号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市空き家等の適正管理に関する条例施行規則及び飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱の制定について」の報告を求めます。

市民活動推進課長

平成24年9月議会で議決をいただいた飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を運用するにあたり、同条例施行規則及び飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱を制定しましたのでご報告いたします。

まず、飯塚市空き家等の適正管理に関する条例施行規則についてご説明いたします。資料1をご覧ください。本施行規則は、飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の施行に関し必要な事項を定めたものです。第2条では、飯塚市空き家等の適正管理に関する条例で規定する実態調査の方法について定め、第3条から第6条では助言、指導、勧告、命令、公表関連の様式等について定めております。第7条では、条例第14条で規定した「飯塚市空き家等審議会」の組織について定めており、審議会委員については、法律の専門家である弁護士、建築の専門家である建築士、建築構造物を専門とする学識経験者、防犯・防災の面から警察署職員、消防署職員に委嘱を行うこととしております。なお、弁護士としては福岡県弁護士会筑豊支部へ、建築士としては福岡県建築士事務所協会筑豊支部へ、学識経験者としては近畿大学産業理工学部へ、また、飯塚警察署、飯塚地区消防本部へそれぞれ内諾を頂いており、条例が施行される平成25年4月1日以降に委嘱を行うこととしております。第8条と第9条では審議会の運営について定めております。なお、施行規則における様式につきましては、資料1の3ページ以降に添付いたしております。

次に、飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱についてご説明いたします。資料2をご覧ください。本要綱は、条例第12条で規定した「助成」について必要な事項を定めたもので

ございます。第3条では、補助対象者を規定しておりまして、補助対象者は老朽危険家屋の所有者等で、市税の滞納がないもの及びその委任者と定めています。補助対象者については、所得制限を設けず、1件でも多くの老朽危険家屋の問題が解消し、本条例の目的である市民の生活環境の保全及び安全・安心、防犯・防災のまちづくりを推進することに繋げていきたいと考えております。第4条では、補助対象となる老朽危険家屋を規定しています。

3ページの下段から4ページに続く「別表(第4条関係)」をあわせてご覧ください。この別表は、住宅地区改良法の不良住宅判定をするための外観目視判定表を用いており、その判定は本市技術職員が行います。この合計点数が100点以上になった場合が、補助対象の老朽危険家屋となります。第5条、第6条では、補助対象経費及び補助金の額を規定しており、老朽危険家屋の解体及び撤去に要した経費を補助対象経費とし、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内、50万円を限度といたしております。この50万円の算出根拠につきましては、平成20年度の住宅・土地統計調査の調査項目に「1住宅あたり延べ面積」がございます。この項目における飯塚市の平均は123.63平方メートルですが、この面積に対し、全国の解体平均費用1平方メートルあたり約9千円を乗じ、さらに福岡県の解体費用は全国平均より若干割安ですので、さらに1割減とし、1件あたりの解体費用を約100万円と見込み、その2分の1の50万円を補助金の上限額としております。年間の受付件数は15件程度と見込んでおります。

第7条から第11条では、補助金の交付についての事務手続き等について規定をいたしており、老朽危険家屋の所有者等から解体撤去に対し、要綱に規定した補助金申請書類等の提出があれば、その内容を空き家等審議会において補助金交付の適否について審査を行います。また、その後の交付決定、完了報告、補助金額の確定、補助金の請求までの一連の流れを規定しております。また第12条では交付決定の取消し又は返還について規定しております。

続いて、空き家等の適正管理に関する条例の周知に関するスケジュールについてご説明いたします。資料3をご覧ください。表上段に記載しております「規則、要綱の告示」につきましては、12月7日に行なっております。表中段の「空き家条例に関する専用ホームページ開設」につきましては、現在、飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の逐条解説、及び老朽危険家屋解体撤去補助金等について準備を行っており、1月の早い時期の掲示に向け事務を進めています。表下段の「市報等による周知啓発」につきましては、2月1日号の市報に本件についての記事を掲載し、また、補助金申請の受け付けを始める4月1日号に再度掲載を行うこととしております。また、併せて自治会連合会等におきまして本件の周知を図っていくこととしております。

平成25年度の補助金関連の基本的スケジュールとして、4月から5月に第1回目の補助金の申請を受け付け、6月に空き家等審議会を開催して交付決定を行い、8月から9月に第2回目の申請を受け付け、10月に審議会を開催して交付決定を行うこととしております。補助金交付を2回に分けて行う理由としては、申請が一時期に集中しないこと、予算の範囲を考慮し年間を通じて対応するためと考えております。なお、審議会の開催にあたっては、緊急性等に応じて適宜開催することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

鯉川委員

2点ほど確認させてください。資料2のですね、6条の3、補助金の交付は同一敷地内につき1回限りとする。所有者が変わった場合はどうなるんですか。

市民活動推進課長

この件につきましては、まず解体をして撤去するというので、その敷地内に長い間家は

建たないだろうというふうに考えておりますので、敷地内で1回というふうに考えております。

鯉川委員

それはあなたの考えでしょう。建物を崩した。そして更地になったら売った。売って、次の買いたい方が買って、例えば建築業者が倉庫みたいなぼろいやつを建てて、倉庫みたいなだったら台風なんか来たときにはかなり傾いたり、老朽化が激しい。10年ぐらいで老朽化したときに所有者が違うのに、この敷地分は所有者が違うんですよ、でも1回補助金を受けているからあなたには出せないよと、これは不公平じゃないですか。

市民活動推進課長

この交付要綱につきましては、重々他の先進事例等も勘案してつくったところでございますが、初年度ということもございまして、来年度以降この交付要綱とか条例、施行規則も随時時代の流れを勘案しまして見直しは必要となってまいります。

鯉川委員

先進事例を参考にしたというのはわかるけど、あなたの考えはどう思われます。不公平じゃないですか。

市民活動推進課長

当課の考えとしましては、10年で老朽危険家屋になるというふうな想定は今のところしておりませんので、そのようなことはいま現在この中にはうたい込んでいません。

鯉川委員

あまり言いたくないですけども、10年ということじゃなしに、条例というのは長期にわたってするわけでしょう。10年とか20年とか短絡的なこととするわけじゃないから、例えば30年経って危険家屋になったときに、そのときにまた考えるということじゃなしに、所有者が変わった場合は別個の問題として入れておくほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、先進事例がこうなっていたからそうしたというのは、私おかしいような気がするんですけど、どうですか。部長、後ろを向いて言われていたけど。

市民環境部長

委員ご指摘のとおり、この条例、規則、補助金要綱の基本的な考え方は、いろんな場面でお話をさせていただいておりますとおり、あくまでも市民生活を脅かすような老朽危険家屋があってはならないということを基本といたしておりますので、ご指摘の件につきましては対象というふうに考えたいと思っております。

鯉川委員

対象と考えたいということは、所有者が変わったら同じ敷地であっても補助金の対象になるという理解でいいんですか。

市民環境部長

そのとおりでございます。

鯉川委員

それだと何らかの形でうたっておかないと、これを読む限りでは「同一敷地内につき1回限り」と書いてあるから、そこら辺は読み取れないんじゃないですかね。

市民環境部長

要綱のそれぞれの条文につきましては、いま一度精査したいと考えております。

鯉川委員

それでは、第7条の7番目、老朽危険家屋の所有者等と老朽危険家屋の存する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書があると。この目的というのは元々が1件でも老朽危険家屋の解消ということであるならば、老朽危険家屋の所有者の印鑑さえあれば土地の所有者というのは100%倒してほしいと思われていると思うんですよ。老朽家屋が建っている敷地というのは、意外と亡くなってある方とか、所有者が大勢いる場合なんかがあるんですよ。な

かなかその所有者の印鑑までとれと言われたら、とれない場合も出てくるんじゃないかなと思うんですけども、この7番目の条項というのが要るのかなという素朴な疑問があるんですけど、そこら辺はどうなんですか。

委員長

資料2の13条の補則のほうにですね、「この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」ということですので、そっちのほうでも対処できるのではなかろうかと思うんですが、どんなふうですか。鯉川委員の判断は。

鯉川委員

前の質問についてはそれでわかりますけど、今の質問についてはどうなのかなと。

市民活動推進課長

質問者のおっしゃるような案件も今後出るかと考えております。しかしながらここに載せている分につきましては、やはり家屋の所有者と土地の所有者、この間で賃貸借等の何らかの契約等もあっていてと考えております。さらに家屋がなくなることで税金の減額がなくなるというような問題もございますので、土地の所有者の同意が必要と考えております。

鯉川委員

最後にあと1点だけ、年間に大体15件程度じゃなかろうかと、そういった件数を見込んであるということを言われましたけれども、仮にその15件というのが20件になったりとか30件になったりした場合は、それはそれで補助金が出るわけですよ。ソーラーパネルのように申し込んだときに、いっぱいだから補助金は出ませんよというようなことにはならないわけですよ。

市民活動推進課長

この補助金に関しましては15件を想定しておりまして、危険性とかですね、そういう緊急性というのも審議会の中で審議をしていただきます。優先順位も出てくると思います。さらにこの中で十分私どもも危険な家屋というのは把握しておりますので、そういうところなるべく周知を図りながら行っていきたいと思っておりますし、その案件につきまして非常に危険である、緊急性があるという場合につきましては、適宜対応していきたいと考えております。

鯉川委員

率直に言っていただいてもいいんです。例えば15件で想定しているから、それが倍の30件になった場合は優先順位で15件しかないのか、例えば危なかったら30件までやるのか、そこら辺を聞いているんです。

副市長

この条例の制定目的を課長が言いましたように、市民生活の安全安心を守るという原則に立っておりますので、ただある程度数は把握してはありますが、どの程度申請が出てくるかわからないので、予算措置は例えば初年度は15件しても、実際に申請があれば、十分に全部片づけるような措置をしたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見直しについて」の報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

本市の普通会計における財政見直しについての説明をさせていただきます。今後の財政見直しを立てる上で、合併特例債を活用した事業は非常に大きく重要なものでございますので、その説明を先にさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。「3. 合併特例債等を活用した公共施設等の整備概

要」についてご説明いたします。整備の対象となります施設は、公共施設等のあり方に関する第一次及び第二次実施計画、その他行政計画等において、公共施設等として存続することが決まっている公共施設、移譲等が予定されている施設で、整備が必要な施設とします。ただし、運営方針等が決まっていない施設は、方針決定後に整備を検討することにしており、今回対象としていません。また、緊急な整備を必要としない都市公園等の整備は対象としていません。整備の期間は、合併特例債等の活用を前提としていることから、平成24年度から繰り越しという形を使いまして、平成33年度の10年間とし、それぞれ5年間で区切り、前期、後期に分けて整備を行います。整備対象施設を検討するうえで考慮すべき事項としましては、既に行政計画において整備が決定している施設であるかどうか、災害時に重要な役割、機能等を果たす施設であるかどうか、市民の利用が多い、代替施設がないなど重要な施設であるかどうか、以上の事項を考慮いたします。

整備手法の考え方としましては、公共施設の整備は、個々の施設の老朽化や立地の条件等により異なりますが、原則耐震基準を基にした整備手法とします。まず一つ目の区分ですが、旧耐震基準以前の建築物、これは昭和45年12月以前に建築許可を受けた施設で、これにつきましては、建て替え又は耐震診断の結果によっては耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準以前の建築物、昭和56年6月以前に建築許可を受けた施設でございますが、これにつきましては、耐震診断を行い、耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準の建築物、昭和56年7月以降に建築許可を受けた施設、これにつきましては、新耐震基準を満たしていることから、原則耐震補強等、施設本体の整備は行わないが、管理運営に支障をきたすような設備の改修、増築等の整備を行います。

次に事業費の概要についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。この事業費の概要は、平成24年度以降の事業における公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化、及び水道事業等の各事業につきまして、合併特例債などを活用した事業を一覧表にまとめたものでございます。公共施設の整備につきましては、各施設の区分ごとに、整備時期、これは前期が24年度から28年度、後期を29年度から33年度としております。及び対象施設、事業費、財源を記載しています。財源につきましては、国県の支出金、合併特例債、その他の財源、一般財源の4区分にいたしております。なお、その他の財源は、学校債や過疎債などを活用することとしています。公共施設の区分では、小中学校、地区公民館、文化・スポーツ施設、医療施設、子育て・社会福祉施設、衛生・環境施設、市営住宅、その他の施設、これは市役所本庁舎でございますが、そういった区分といたしております。中段に記載しています公共施設の整備の計は、525億8千万円で、合併特例債を303億5700万円活用する予定でございます。

次に、公共施設以外の事業費でございますが、浸水対策事業の建設関連事業、防災関連事業、いずれも短期事業でございますが、合わせまして67億4900万円、中心市街地活性化関係で60億400万円、この事業は、休日夜間急患センターを公共施設の整備で計上しておりますことから、ここからは除いております。次に、水道事業会計出資金が18億3200万円となっております。また、平成23年度までにすでに活用済みの合併特例債事業の事業費は71億600万円、合併特例債活用額は67億8200万円となっております。合計のA欄ですが、全体事業費は742億7100万円で、財源内訳は国県支出金が100億6800万円、合併特例債が472億6700万円、学校債や過疎債などのその他の財源が114億4700万円、一般財源が54億8900万円となります。また、合計の下のほうに記載しておりますように、今回の整備費は平成24年度から平成33年度までの計画事業でございますが、24年12月補正予算時点で5億9300万円の未執行分がありますので、合計額からその未執行額を差引き、C欄の合併特例債活用現在予定額は466億7400万円となります。また、D欄の合併特例債限度額は464億6千万円でございますので、差引きしますとE欄でございますが、

2億1400万円の超過となります。なお、枠外に 印で記載しておりますように、合併特例債限度額超過分につきましては、今後事業を執行する中で調整をしてみたいと考えております。

以上が、合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要でございます。

財政課長

続きまして、ただいま行財政改革推進室から説明のありました「公共施設等の整備費」を組み入れたところの財政見通しについてご説明させていただきます。提出しております財政見通しは、資料の表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計でお示しております。基準年度は、平成24年度とし決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し、設定をいたしております。

1ページをお願いします。財政見通し推計条件(概要)の主な項目について、ご説明いたします。まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移をふまえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成27年度以降2億円減額するとして推計いたしました。地方交付税のうち普通交付税は、平成24年度の決算見込額、決定額でございますが、これから特殊要素である地域経済・雇用対策費分、及び別途試算しております生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成25年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰出金増、地方債の償還見込額、及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計いたしました。その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、国民健康保険税改正に伴う繰出金影響額を加算し、普通建設事業費分は過去の実績をふまえた額を加算するなどして推計しております。また、地方債につきましては、それぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしました。

次に歳出ですが、義務的経費の人件費につきましては、平成25年度以降の定年退職者と同数の補充、新規採用があるものとして推計しております。職員数の804人は平成24年4月1日現在の普通会計職員数でございます。扶助費は、平成24年度決算見込額を基準額とし、平均伸び率を乗じた額で推移するものとして推計しております。公債費は、平成23年度以前の借り入れ分、すでに借り入れた分の償還額に平成24年度以降借り入れ分の償還見込額を加算いたしております。その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をし、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものがございまして、それにつきましては、その増減額を加算した推計をいたしております。特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしました。投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成24年度決算見込額と同程度の24億円で推移するものとしております。特別事業分につきましては、先ほど説明のありました「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」に基づき設定いたしておりますが、このうち水道事業会計、及び病院事業会計の出資金分につきましては別途試算しており、市営住宅整備費は通常分に含んでおります。また、投資的経費のその他として、電算システムリプレイス費用につきまして、前回のリプレイス費用を5年で除した額4億円を平成27年度以降に毎年度加算して推計いたしました。なお今回の推計条件には、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金、及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不明確なため歳入、歳出ともに反映しておりません。

2ページをお願いします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、普通会計の財政見通しを、通常分と特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。通常分の歳入合計から歳出合計を差引きましたAの欄を見ていただきますと、平成31年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成

32年度以降財源不足の状態となっております。特別事業分につきましては、歳出には各事業費及び公債費を記載いたしております。歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きしましたBの欄を見ていただきますと、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足することとなります。

次の3ページに全体分を記載しておりますが、一番上の行の通常分と特別分を合せました歳入歳出差引額のAプラスBの欄では、平成27年度から財源不足の状態となり、2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金の平成24年度末残高見込み額の105億円を取り崩して財源調整をすることとなりますが、平成33年度以降はこの基金での財源調整ができない状況となります。これを解消するための行革の取り組みにつきましては、行財政改革推進室のほうから再度ご説明いたします。

行財政改革推進室主幹

合併特例債等を活用しました事業費を入れたところでの財政見通しにつきましては、財政課長が説明いたしましたとおり、平成27年度以降、収支はマイナスとなり、財政調整基金、減債基金を取り崩しても、平成33年度には調整ができない状態となっております。そのようなことから、更なる行財政改革が必要でございます。そのことについてご説明いたします。

現在、行財政改革実施計画（第一次改訂版）に取り組んでおりますが、この計画は平成21年度から平成25年度までとなっておりますことから、今後の財政見通しを見た中で更なる取り組みが必要と考えております。資料の3ページをお願いします。一番下の参考2に行革効果見込額の内訳を記載しておりますが、区分の一番上が現在取り組んでおります行財政改革実施計画（第一次改訂版）の今後の効果見込額でございます。その下でございますが、「定員管理及び給与の適正化」という表現で書いておりますが、内容としましては、組織機構の見直し、職員の再任用・非常勤嘱託化、業務の民間委託化、退職勧奨の実施など平成26年度から平成34年度までの職員の削減等の効果額を見込んでおります。なお、組織機構の見直しでは、平成28年度には学校再編、中活、庁舎建設等の主な事業が終息することにより、部、課の統廃合を行い、平成25年度と比較しまして、いま現在考えているところでございますが、1部7課程度を減らす予定としております。

次に、その下の「公共施設等の統合整理等」につきましては、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画等に基づきます今後の効果額を見込んでおります。また、歳入確保としまして、土地の売払収入や、さらなる税や使用料等の徴収率の向上としての効果額を見込んでおります。合計の欄でございますが、平成25年度が1億1千万円、その後、徐々に効果が出まして、平成34年度では11億2千万円の効果額を見込んでおります。この行財政改革の効果見込額をこのページの3の全体分のところですが、歳入合計から歳出合計を差し引きしましたAプラスBの欄の下の「行革効果見込額」に記載しております。そして、その次の欄の「行革効果見込額算入後の歳入歳出差引額」では、平成24年度から平成27年度までは黒字となっておりますが、平成28年度からは赤字となり、平成30年度では14億9千万円の赤字、その後は行革効果により、平成34年度には1億9千万円の赤字となる見込みでございます。また、その下の財源調整の欄でございますが、財政調整基金、減債基金の取り崩額を示しています。次の財政調整基金・減債基金の年度末残高は平成24年度見込が105億円で平成34年度では、63億7千万円となる見込みでございます。なお、中段のところに市債の年度末残高を記載しておりますが、平成24年度では542億4千万円、平成28年度には788億2千万円とピークになり、その後、徐々に減少していき、平成34年度には688億円となる見込みでございます。

以上で財政見通しについての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「消費生活センターの広域運営について」の報告を求めます。

市民活動推進課長

「消費生活センターの広域運営について」ご報告いたします。

消費生活センターは、消費生活に関する苦情相談を受け、その解決に向けた助言や情報提供、また消費者トラブルの注意喚起や啓発などを行う機関でございます。飯塚市消費生活センターは、昭和50年4月より福岡県消費生活センターのサブセンターとして立岩公民館3階に設置され、筑豊15市町村を管轄区域として広域相談業務を行ってまいりました。

消費者庁創設に見られますように、国のレベルでも地方消費者行政の強化策がとられており、平成21年9月施行の「消費者安全法」においても、消費者の安全確保や苦情処理については、市町村の事務と明記され、消費生活相談については市町村窓口で対応することが定められました。

また、県においては「福岡県消費者行政活性化計画」が策定され、「県内主要市において、消費生活センターの開設又は拡充を図り、単独での相談窓口の設置が困難な市町村については、複数の市町村による共同設置を含め、全市町村での身近な相談体制の整備を目指すこと」、「消費生活相談窓口の開設・拡充のために計画的・集中的に相談員の養成を行い、また相談員のレベルアップを図ること」、「地域に密着した啓発事業の強化を図ること」などが消費者行政活性化の方針として示され、平成21年度以降、広域化への働きかけや相談員の養成、レベルアップ研修等が集中的に実施されました。

また、この計画の中で、平成23年度末をもってサブセンターを廃止する方向性が示されたことから、本市といたしましては、県に対し存続の要望を行うとともにサブセンターが廃止された場合の今後の方向性について、近隣市町である嘉麻市、桂川町のとの協議をすすめておりました。

その協議結果として、「行政間の情報共有が重要であること」、「消費生活センター運営における事業費の費用対効果を勘案した場合、事業の質の確保と財政面でのメリットがあること」から、飯塚市消費生活センターを嘉麻市、桂川町の住民の方にも利用していただき、消費者相談体制の充実を行うことが、最も望ましいとの合意に至っております。

また、その間に県のサブセンターの廃止が1年間延長され、平成24年度末をもって廃止が決定したことによりまして、今後は平成25年4月1日からの2市1町での消費生活センターの運用に向け、事務協定等の手続きを進め、嘉麻市、桂川町を含めた広域的視点に立って、悪質商法等の被害防止に向け、効果的な相談窓口の周知、広報及び地域に密着した啓発事業の強化を図り、消費者行政の強化、充実を行ってまいりますので、ここにご報告をいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「幼稚園における個人所有の歯列矯正器具の焼失事故について」の報告を求めます。

学校教育課長

「幼稚園における歯列矯正器具の焼失事故について」ご報告いたします。

本事故は、平成24年11月16日、庄内幼稚園で焼き芋パーティーを行っていたところ、焼き芋の皮を捨てるために敷いた新聞紙の上に当該園児が歯列矯正器具をはずして置いておりましたが、当該教諭がその存在に気付かず、当該器具をごみとともに誤って燃やし、焼失させたものでございます。

本件は、当該教諭が当該園児の行動を把握できていなかったこと及びごみに混入物がないかの確認を怠ったことが主な原因であると考えられます。

なお、この事故に係る損害賠償については、現在、当該園児の保護者と協議中でありますので、協議が整い次第ご報告いたします。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。